

平成24年8月14日

第2411号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 都市計画区域の変更（441・都市計画課）…………… 1
- 都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（442、443・都市計画課）…………… 1
- 道路区域の変更（444・秋田地域振興局建設部）…………… 2
- 選挙管理委員会告示**
- 公職選挙執行規程の一部を改正する規程（61）…………… 2

告 示

秋田県告示第441号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、能代都市計画区域及び二ツ井都市計画区域を一の都市計画区域とし、次のとおり変更する。

平成24年8月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 変更に係る都市計画区域の名称 能代都市計画区域
- 2 都市計画区域に含まれる土地の区域
 - (1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域 なし
 - (2) 都市計画区域から除外される土地の区域 なし

（関係図面は、省略し、建設部都市計画課及び山本地域振興局建設部用地課並びに能代市都市整備部都市整備課に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第442号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成24年8月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類及び名称
能代都市計画区域及び二ツ井都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分 能代都市計画及び二ツ井都市計画の区域
- 3 都市計画の変更年月日 平成24年8月14日

秋田県告示第443号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成24年8月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類及び名称
能代都市計画道路（1・3・1号能代高速線、3・3・1号浅内道地線、3・3・2号柳町落合線、3・3・3号柳町新道線、3・3・4号東能代駅前線、3・4・13号塙川線、3・4・16号畠町線、3・4・18号中和通り線及び3・4・30号河戸川松長布線）及び二ツ井都市計画道路（1・3・1号二ツ井高速線、3・4・1号種梅仁鮎線、3・3・2号切石荷上場線、3・4・4号琴音橋線、3・4・5号切石線及び3・5・9号荷上場線）
- 2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分 なし

3 都市計画の変更年月日 平成24年8月14日

秋田県告示第444号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成24年8月14日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	古井内大久保停車場線	A 潟上市昭和豊川槻木字大宮1番3地先から字畑妻33番地先まで	8.50~21.50	0.189
	新	古井内大久保停車場線	A 潟上市昭和豊川槻木字大宮1番3地先から字畑妻33番地先まで	8.50~21.50	0.189
			B	〃	7.00~23.00

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年8月14日から同月27日まで

選挙管理委員会告示

秋選管告示第六十一号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十四年八月十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）の一部を、次のように改正する。

別表第二中

「 本庄由利広域市町村 圏組合立特別養護老 人ホーム広洋苑 」	由利本庄市岩城内道川字井戸ノ沢二十 六番地一	を
「 本庄由利広域市町村 圏組合立特別養護老 人ホーム広洋苑 」	由利本庄市岩城内道川字上山百三十四 番地	に改める。
「 本庄由利広域市町村 圏組合立軽費老人 ホーム幸風荘 」	由利本庄市岩城内道川字井戸ノ沢二十 六番地一	を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1078（総務部広報広聴課）